

第 4 0 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 6 」を「別表第 7 」に改める。

別表第 5 の 1 0 0 の項を次のように改める。

100 長期 優良住宅 の普及の 促進に関 する法律 （平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項 の規定に 基づく長 期優良住 宅建築等 計画の認 定の申請 に対する 審査	長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	申請 1 件につき、次の（ 1 ） 及び（ 2 ）に掲げる区分に応 じて、次に掲げる額（当該住 宅が一戸建ての住宅（住宅の 用途以外の用途に供する部分 を有しないものに限る。以下 同じ。）の場合において、一 戸建ての住宅を新築しようと するときは、（ 1 ）のアの （ア）、（ 1 ）のイの（ア） 又は（ 1 ）のウの（ア）に掲 げる額、一戸建ての住宅を増 築し、又は改築しようとする ときは、（ 2 ）のアの（ア） 又は（ 2 ）のイの（ア）に掲 げる額）（申請に併せて長期 優良住宅の普及の促進に関す る法律第 6 条第 2 項の規定に 基づく申出があった場合にお いては、1 の建築物について 9 の項に掲げる額（申請に係 る計画に特定建築基準適合審 査をする部分が含まれる場合	認定申 請のと き
--	--	--	-----------------

		においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 (1) 住宅を新築しようとする場合 次に掲げる区分に応じて、申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (ア) 100平方メートル以内のもの 7,200円 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1万3,000円 (ウ) 500平方メートル	2万	
--	--	--	----	--

		ルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	3,000 円	
		(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	3 万 2,000 円	
		(オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	6 万 1,000 円	
		(カ) 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	10 万 4,000 円	
		イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合		
		(ア) 100 平方メートル以内のもの	1 万 6,000 円	

		(イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	5 万 7,000 円	
		(ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	9 万 2,000 円	
		(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	17 万 2,000 円	
		(オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	29 万 5,000 円	
		(カ) 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	45 万 5,000 円	
		ウ ア及びイ以外の場合		
		(ア) 100 平方メートル以内のもの	4 万 7,000 円	
		(イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	10 万 9,000 円	
		(ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	17 万 5,000 円	
		(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	34 万 5,000 円	
		(オ) 2,500 平方メー	61 万	

		トルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	7,000 円	
		(カ) 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	106 万 2,000 円	
	(2)	住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する 1 の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額		
	ア	申請に併せて (1) のアに規定する書類が提出された場合		
		(ア) 100 平方メートル以内のもの	1 万円	
		(イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 万 9,000 円	
		(ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	3 万 3,000 円	
		(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	4 万 7,000 円	
		(オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	8 万 8,000 円	
		(カ) 5,000 平方メー	15 万	

		トルを超え、1万平方メートル以内のもの	1,000円	
		イ ア以外の場合		
		(ア) 100平方メートル以内のもの	6万 8,000円	
		(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	16万円	
		(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	25万 5,000円	
		(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	50万 4,000円	
		(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	90万 3,000円	
		(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	155万 2,000円	

別表第5の101の項種別・単位の欄中「、前項(1)のアからカまで、同項(2)のアからカまで又は同項(3)のアからカまでに掲げる面積等の区分のうち、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積)の合計に該当する区分に応じた額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項(1)のア、同項(2)のア又は同項(3)のアに掲げる額)」を「当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じ

て得た面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、前項（１）のアの（ア）から（カ）まで、同項（１）のイの（ア）から（カ）まで又は同項（１）のウの（ア）から（カ）までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項（１）のアの（ア）、同項（１）のイの（ア）又は同項（１）のウの（ア）に掲げる額）、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、前項（２）のアの（ア）から（カ）まで又は同項（２）のイの（ア）から（カ）までに掲げる額）」に改める。

別表に次の１表を加える。

別表第 7（第 6 条関係）

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額				徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	ア 一戸建て住宅		5,100 円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700 円	
			住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2 万 1,000 円	
			住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4 万 6,000 円	

法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合			住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万 1,000円
	(イ) 1の建築物の場合	住宅部分 (居住のために継続的に使用する室、廊下、階段その他の人の居住に供する部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万 1,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万 6,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万 1,000円
		非住宅部分 (住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万 7,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400 円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万 8,000円
	(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万 4,400円
			住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万 8,400円
			イ ア以 (ア) 住戸ごとの申請の	住戸の床面積の合計が 6万

外の建築物	場合		300平方メートル未満のもの	9,100 円		
			住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11 万 6,000 円		
			住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19 万 6,000 円		
			住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28 万 1,000 円		
	(イ) 1 の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6 万 9,100 円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11 万 6,000 円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19 万 6,000 円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28 万 1,000 円		
		非住宅部分	モデル建築物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8 万 7,100 円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14 万 5,700 円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23 万

				次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による場合	計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5,700 円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30 万 9,000 円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37 万 1,000 円
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43 万 5,000 円
				標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22 万 7,100 円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル	36 万 7,100 円

					一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)による場合	ル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	52万 3,700 円 64万 6,000 円 76万 3,000 円 87万 1,000 円	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	変更認定申請のとき						
	(1) 申請に併せて区分が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合し	ア 一戸建て住宅					3,700 円	
		イ ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合		住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		6,900 円	
					住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1万5,000 円	
					住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		3万2,000 円	
					住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		5万7,000 円	
			(イ) 1の建築物の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		6,900 円	
					当該部分の床面積の		1万5,000	

ている ことを 示す書 類が提 出され た場合			非住宅部分	合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	円				
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万2,000円				
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円				
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円				
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円				
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円				
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円				
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万3,000円				
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万1,000円				
				(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円		
						住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円		
						イ ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万8,500円
								住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万1,000円
住戸の床面積の合計	13万								

				が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8,000 円
				住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19 万 7,000 円
(イ) 1 の建 築物 の申 請の 場合	住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4 万 8,500 円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8 万 1,000 円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	13 万 8,000 円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19 万 7,000 円
	非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6 万 1,100 円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10 万 2,100 円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16 万 5,100 円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21 万 6,000 円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26 万円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30 万 5,000 円
		標 準 入 力 法 等 に よ る 場 合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15 万 9,100 円

						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万 7,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万 6,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万 3,000円
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万 5,000円
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額						認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを	ア 一戸建て住宅					5,100円
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの		9,700円	
				当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		2万1,000円	
				当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		4万6,000円	
				当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上のもの		8万1,000円	
			(イ) 非住宅部分	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの		9,700円	
				当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		2万7,100円	
				当該部分の延べ面積		8万400	

示す書類が提出された場合			が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	円	
			当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万 8,000円	
			当該部分の延べ面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万 1,000円	
			当該部分の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの	20万 1,000円	
(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円	
			住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円	
		(1) 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円	
			住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円	
	イ ア以外の建築物	(7) 住宅部分	性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
				当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万 6,000円
				当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万 6,000円
				当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	28万 1,000円
		仕様基準による場合	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	3万3,100円	
			当該部分の延べ面積が300平方メートル以上のもの	5万8,000円	

		上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10万 4,000円
		当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	15万 7,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
		当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万 5,700円
		当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万 5,700円
		当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万 9,000円
		当該部分の延べ面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万 1,000円
		当該部分の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの	43万 5,000円
	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	22万 7,100円
		当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万 7,100円
		当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万 3,700円
		当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル	64万 6,000円

					未満のもの		
					当該部分の延べ面積 が1万平方メートル以 上2万5,000平方メー トル未満のもの	76 万 3,000 円	
					当該部分の延べ面積 が2万5,000平方メー トル以上のもの	87 万 1,000 円	

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

第2条 足立区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第5中103の項を104の項とし、94の項から102の項までを1項ずつ繰り下げ、93の項の次に次のように加える。

94 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき	300円	交付申請のとき
---	-------------------	-------	------	---------

付 則

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。